

(2026年9月4日発表)

9月4日「生涯学習等のサービス内容に係る再編方針」の策定

【趣旨・背景】

- ・静岡市では、人口減少の加速やライフスタイルの多様化などの社会環境の変化を踏まえ、持続可能な公共サービスの提供に向けた検討を進めています。
- ・その中で、講座や貸室の提供を行う 60 施設において、次の4つの課題が確認されました。
 - 課題1：各施設で提供している講座の内容に重複がみられる。
 - 課題2：学習機会の提供と市民活動支援との連携が不足している。
 - 課題3：施設ごと貸室の運用が異なり、市民にとってわかりにくさ、不便さを生んでいる。
 - 課題4：施設配置等の都合からサービスを利用する機会の公平性が確保されていない。
- ・そのため、各課題の解決に向けた方向性の案を示し、政策形成段階(2026 年 3 月)と政策決定段階(2026 年7月)の2度にわたり、市民意見募集を行いました。
- ・市民意見募集や、施設利用者等との意見交換で出た意見を踏まえ、このたび、「静岡市の生涯学習等のサービス内容に係る再編方針」を策定しました。

【主な見直し内容】

- ・静岡市の生涯学習等のサービス内容について、「市民の豊かな生活の実現」、「地域力の向上」、「誰もが満足して利用しやすい施設への転換」「講座受講・施設利用に係る公平性確保」の4つのテーマで見直しを行いました。
- ・現在の施設配置を当面維持しながら、全世代が受講しやすい講座の充実や、市民活動センターの相談・支援機能の強化、貸室の貸出時間区分や予約方法の見直し、施設間での利用者登録の共通化、利用者制限の見直しなどにより、生涯学習等のサービス向上を図ります。

【今後の予定】

必要な条例・規則の改正などに順次取り組み、2026年度中に改正を行った施設においては、2027 年4月から新たな制度での運用を開始します。

【方針の公表】

市ホームページ「静岡市の生涯学習等のサービス内容に係る再編方針について」をご覧ください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2934/s013142.html> ※午後3時公表予定

【これまでの市民意見募集の状況】

(1)政策形成段階での市民意見募集

市ホームページ「静岡市生涯学習のサービス内容及び提供場所に係る最適化の方向性(案)について」をご覧ください。 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2934/s013123.html>

(2)政策決定段階での市民意見募集

市ホームページ「静岡市の生涯学習等のサービス内容の再編案について」をご覧ください。 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2934/s013136.html> ※午後3時結果公表予定

【問い合わせ先】

(1)再編方針に関すること、市民意見募集とその結果に関すること

総合政策局 総合政策課（静岡庁舎新館12 階） 担当者:宮内、清水、香西 電話:054-221-1020

(2)再編方針の策定に伴う条例・規則の改正に関すること

観光文化・市民局 生涯学習推進課（静岡庁舎新館 15 階） 担当者:宮内、宇佐美 電話:054-221-1150

【別紙資料等】

有(生涯学習等のサービス内容の再編方針(別紙1)、市民意見募集の結果と意見の反映状況(別紙2))

静岡市の生涯学習等のサービス内容に係る再編方針

1 再編の目的

静岡市の生涯学習施設や市民活動を支援する施設は、これまで地域における学びや交流、活動の場として重要な役割を果たしてきました。

一方で、人口構成の変化やライフスタイルの多様化、民間事業者によるサービス提供の拡大などにより、生涯学習や市民活動を取り巻く環境は大きく変化しています。また、施設ごとに利用方法や利用条件、サービス内容が異なることから、「利用方法が分かりにくい」「施設によって使い勝手が異なる」といった課題も生じています。

このため、現在の施設配置を当面維持しながら、生涯学習や市民活動等を支えるサービスの質を高め、誰もがより利用しやすい環境を整えるため、「静岡市の生涯学習等のサービス内容に係る再編方針」を策定しました。

市民の皆様や関係団体等との意見交換でいただいたご意見を踏まえ、施設の特性や役割を活かしながら、利用しやすい制度やサービス内容を充実させます。また、将来にわたり学びや活動を支える環境を整え、誰もが利用しやすい施設づくりを進めていきます。

2 再編のめざす姿

生涯学習の分野においては、市民一人ひとりが身近な場所で学びや活動に参加できる機会を確保し、子どもから高齢者まで全ての世代が心身の健康を保ち、生きがいを感じられるようにすることが必要です。

また、市民活動分野においても、市民がそれぞれの目的や関心に応じて主体的に活動できるよう環境を整え、支援していく必要があります。

これらを踏まえ、教育基本法第3条(※)に位置づけられる生涯学習の理念に基づき、生涯学習等のサービス全体の質の向上を目的として、めざす姿を以下のとおりとします。

誰もが身近な場所で学びや交流、地域活動に継続的に関われる機会を確保し、地域の特性を踏まえたサービス提供と機能の連携により、多様な学習や活動を支え、市民の力による地域づくりを促進する。

再編内容のポイント

- 全世代が利用しやすいサービスの提供
- 身近な場所で学び・活動ができる環境整備
- 分かりやすく使いやすい施設運営
- 多様な学びや地域活動への支援の充実

※基本的な考え方(教育基本法から):生涯学習の理念

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

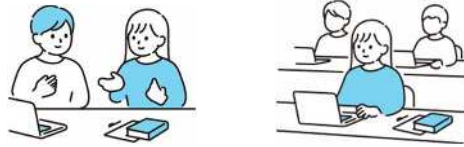


3 方針の概要

市民向けの講座や学習機会等を提供する60施設について、役割や機能を整理し、施設の特性に応じて4つの類型に分類しました。今後は、誰もが利用しやすい施設づくりを基本に、類型ごとの役割を明確にしながら、各施設の特性を生かした機能の充実とサービスの向上を進めます。

生涯学習型施設(生涯学習交流館・センター)

全世代向けに講座を提供します。
学びや地域コミュニティの活動の場を提供します。



学びの場の提供を通して、市民がつながり、
市民主体のまちづくりを推進する施設

【生涯学習型施設】

生涯学習型施設38館のうち、特に、清水区の生涯学習交流館21館は、学習の拠点機能だけではなく、防災や地域づくりなど、地域コミュニティ活動の拠点としての役割も担っています。地域における自治会やコミュニティの活動の拠点として、各施設が果たしてきた役割や、施設の維持を求める声を踏まえ、当面の間は現行の施設配置を維持します。あわせて、施設の特性を活かしながら、子どもから高齢者まで誰もが受講しやすい講座や、学びの機会の充実を図り、生涯学習サービスの向上を目指します。

市民活動型施設(市民活動センター)

市民活動等の相談・支援機能を強化します。



市民活動やボランティア活動を支援し、
活力ある地域社会を実現する施設

【市民活動型施設】

市民活動型施設には、市民活動を促進し、活力ある地域社会の実現を目的として、市民活動に関する相談や支援を行う市民活動センター2館があります。

今後は、市民活動支援に対する専門的なニーズに対応するため、当面の間、番町及び清水の両市民活動センターの施設配置を維持しながら、相談支援機能を強化していきます。

福祉交流型施設(市民交流センター)

地域の中で支え合う関係づくりを促します。



健康づくり、介護予防など、福祉の向上や
多世代の交流機会を提供する施設

【福祉交流型施設】

「老人福祉センター」「老人憩の家」「世代間交流センター」及び「勤労者福祉センター」は、健康づくりや教養の向上、交流や居場所の提供など、共通する役割を担っています。一方で、多くの施設で利用者が限定されていることから、多様なニーズに十分に対応できていません。

このため、各施設の配置や役割を維持しつつ、市民の皆様にとってより利用しやすい施設となるよう、施設名称を「市民交流センター」に統一し、利用対象の拡大や機能の充実を進めます。

地域振興型施設(都市山村交流センター)

都市と山村の交流を活性化します。



地域の特色を活かし、憩いの場の提供や
都市と山村の交流を推進する施設

【地域振興型施設】

地域振興型施設は、都市と山村の交流を促進し、地域の魅力を発信する拠点として、安倍川・藁科川流域の自然や文化を紹介する展示、郷土食づくりや農業体験などの農山村の文化にふれあう交流講座を開講しています。

今後もこうした機能を維持しながら、地域の食や文化などの魅力を伝える取組を充実させ、都市と山村の交流を活性化していきます。

4 めざす姿の実現に向けた具体策

(1)市民の豊かな生活の実現(講座による個人と地域の課題解決)

※対象:生涯学習型施設

【具体策】

全世代向けに講座を提供します

- ・生涯学習センター・交流館の配置は当面維持し、学びの機会をさらに充実させます。
- ・より多くの方に必要とされる施設となるよう、障がいのある方や外国人も含め、若者や子育て世代など全世代が受講しやすい講座を提供します。
- ・趣味・教養に関する講座は全面廃止するのではなく、ライフステージのうち、例えば高齢者層については、「生きがいづくり」や「健康維持」をテーマとした講座も提供します。
- ・利用者ニーズを的確に把握するため、講座申込システムを構築し、受講者の属性や申込状況を分析し、必要な講座の検討につなげます。



これまでの考え方

生涯学習施設では、内容に偏りが出ないように、市独自の分野を設定し、原則、施設ごとに全分野の講座を実施してきました。これにより、幅広い興味・関心に応えることができていた一方で、施設利用者の年代に偏りがあり、幅広い市民に必要とされる講座を提供することができていたとは言えない状況にありました。

分野総称	個別分野群
a 人権・共生	憲法、人権、多様性の尊重、男女共同参画、DV、多文化共生、社会的包摂
b 政治・時事	政治、宗教、経済、国際関係、戦争体験、時事問題
c 情報・通信	情報リテラシー、メディアリテラシー、知的財産、デジタルデバイドの解消
d 職業・労働	職業能力の向上、キャリア観の形成、就労支援、労働問題、農林漁業体験
e 科学・技術	科学、技術、伝統工芸
f 環境・自然	環境問題、自然保護、自然体験、資源エネルギー問題
g 健康・医療	健康づくり、医療、介護、こころの健康
h 防犯・防災	防災、減災、被災時の対応、救命救急、防犯まちづくり、交通安全
i 子育て・教育	子育て、教育、読書、読み聞かせ
j 食育・食の安全	食育、地産地消、地域食材、食の安全
k 生活設計	消費者問題、年金、金融、保険、税金、生活設計、ライフプラン
l 郷土・地域	郷土理解、地域理解、地域産業、地域交流、お茶のまち、コミュニティデザイン
m 人材の育成	まちづくりの主役(原動力)となる人材の育成
n 教養・趣味	教養の向上・趣味等
o 体育・レク	体育・レクリエーション
p その他	その他

4 めざす姿の実現に向けた具体策

(2) 地域力の向上

※対象：生涯学習型施設
市民活動型施設

【具体策】

市民活動の相談・支援機能を強化します

市民活動は、営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動です。地域における課題の解決に向けて主体的に取り組む市民や市民活動団体の皆さんの活動を下支えし、市民自治によるまちづくりを進めていくことが、市の役割です。

こうした視点から、静岡市では市民活動を支援するための施設として、番町市民活動センターと清水市民活動センターを設置し、市民活動に関する相談支援を行っています。

今後は、両市民活動センターの体制を強化し、生涯学習との連携の深化や多様な主体との協働基盤の整備等を通じて、市民活動センターが提供するサービスを充実させ、市民の力による地域づくりを促進します。

・生涯学習との連携

「地域デザインカレッジ」などの「静岡シチズンカレッジこ・こ・に」の講座に市民活動センター職員が出向く機会を設け、受講中の学びや取組が講座終了後の地域活動につながるよう、活動内容の具体化、補助金・助成金制度の活用、先行団体等との関係づくりを支援します。

・相談業務の強化

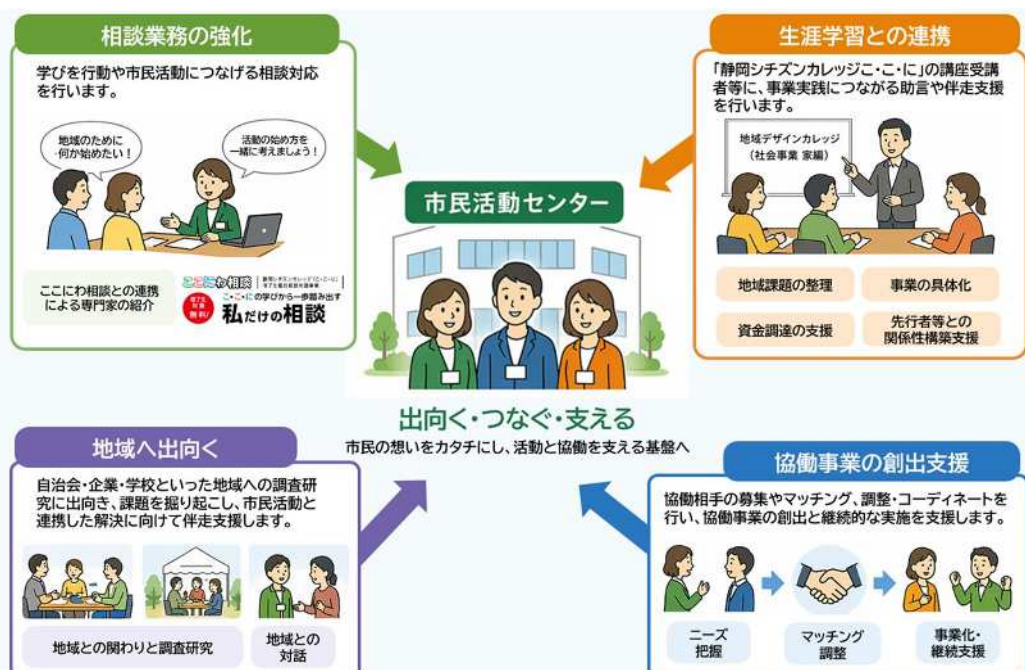
地域貢献やまちづくりに関心を持つ市民に対して、活動の始め方、地域課題の整理、資金調達などの相談対応を行います。特に、「静岡シチズンカレッジこ・こ・に」の修了生に対しては、外部の専門家に相談できる「ここにわ相談」を行い、活動に対する具体的な助言を行います。

・協働事業の創出支援

市民活動センターが、市民活動団体を含む地域で活動する多様な主体の連携・協働の拠点となるよう、専門的な知見を有する職員の配置などを通じて、活動分野に応じたネットワークの構築、協働相手の募集・マッチング、関係者間の調整への伴走支援等の機能を強化し、協働事業の創出・継続を支援します。

・地域へ出向く

市民活動センター職員が、市民活動団体や自治会・企業・学校といった地域への訪問等を通じた調査研究を行い、地域に潜在する課題や活動ニーズを把握し、市民活動団体等の地域資源と連携して課題解決に向けた取組の具体化を支援します。



4 めざす姿の実現に向けた具体策

(3) 誰もが満足して利用しやすい施設への転換

※対象:4分類の全施設

※4つの施設分類「生涯学習型施設」「市民活動型施設」「福祉交流型施設」「地域振興型施設」のほか、貸室を有する施設全てで検討を行います。なお、今回の見直しの検討における「貸室」とは、静岡市が設置する公共施設のうち、市民等(個人・団体)が予約手続きを行うことで利用できる会議室、多目的室等とします。施設の特性や利用実態を踏まえ、文化施設のホール等については除きます。

【具体策①】

貸室において利用しやすい運用に見直します

貸出時間割や利用者登録の方法、使用料の算定方法などについて、段階的に統一を行います。なお、統一にあたっては、現状の施設の利用実態などを考慮し、対応可能なものから順次見直します。

・貸出時間割について

地域クラブ活動の受入体制を整えるとともに、多様な活動の場を創出するため、午前、午後、夜間の3区分の時間割を採用している施設は、午前、午後1、午後2、夜間の4区分を基本とした見直しを行います。なお、午後の区分を2つに分割しますが、午後1と午後2を連続して使用することも可能です。

【見直しの一例】

※1 午後1、午後2の時間は2時間とし、各区分の間は30分空ける。

※2 使用料は従前の午後区分の料金を2分割する(10円未満切り上げ)。

見直し前			見直し後			
午前	午後	夜間	午前	午後1	午後2	夜間
午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後9時30分	午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後3時	午後3時30分 ～ 午後5時30分	午後6時 ～ 午後9時30分
2,340円	3,130円	3,400円	2,340円	1,570円	1,570円	3,400円

・会議室等の名称について

全貸室の空き状況確認や予約ができるシステムの導入に向け、同用途の諸室の名称を統一します。

【統一後の名称と定義の一例】

ア 集会室	机、椅子等が設置され、複数人で行う会議や打合せ、座学の研修、講座等を実施することを主たる目的としている部屋
イ 多目的室	軽運動やオリエンテーションなど、多様な使い方ができる部屋
ウ 多目的ホール	イの定義に該当するもののうち、ステージ・舞台を有する部屋
エ 調理室	調理行為を行うことができる厨房設備を有する部屋
オ 和室	畳張りの部屋
カ 工作室	木工や裁縫などの作業を実施できる設備が整っている部屋
キ 音楽室	防音壁、防音扉等の設備が整っている部屋

※各室の名称と定義を予約システムなどに公表することで、名称変更に伴う利用者の混乱が生じないようにします。

4 めざす姿の実現に向けた具体策

(3)誰もが満足して利用しやすい施設への転換

※対象:4分類の全施設

【具体策①】

貸室において利用しやすい運用に見直します (前ページ続き)

・利用者の登録制度について

利用者の登録情報を貸室を有する施設間で共有することで、施設ごとに必要だった利用者登録手続きを省略し、利用者の負担を軽減します。なお、利用者情報は、申請手続きに同意欄を設けるなどして、利用者の意思に沿った範囲での共有とします。

・使用料の算定方法について

生涯学習施設の利用料金については、施設ごとに「定員」又は「面積」を基準としているなど、算定方法に差異が見られることから、算定基準を統一し、より公平で分かりやすい料金体系への見直しを進めます。

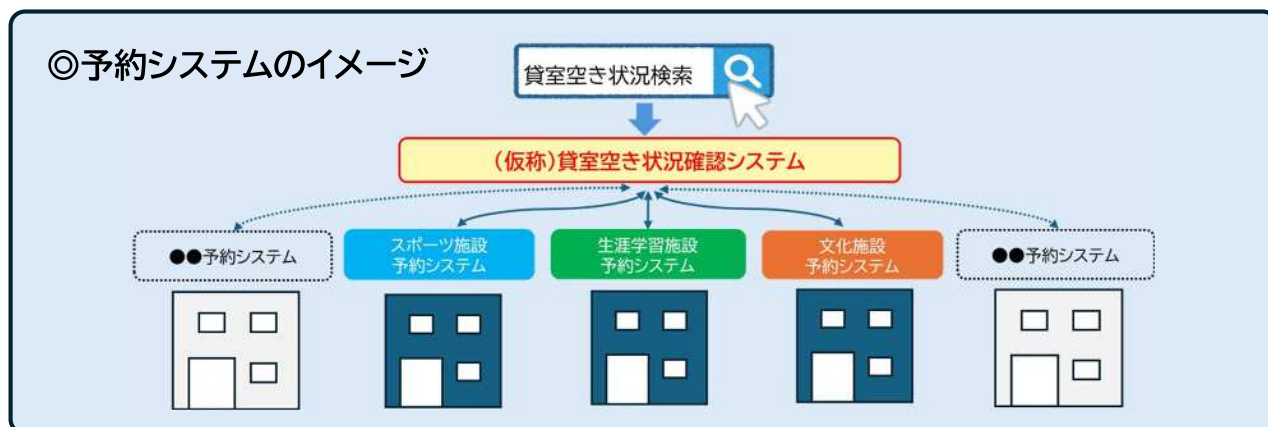
なお、旧静岡市域と清水区の生涯学習施設で適用される制度の違いについては、見直しに向けた検討を進めます。

【具体策②】

貸室の空き状況確認と予約の利便性を向上させます

これまで、貸室を利用する際は施設ごとに空き状況を確認する必要がありました。今後は、利用したい日時や部屋の条件を入力することで、複数施設の貸室を一括検索し、そのまま予約できるシステムを整備します。また、未対応の施設についても順次オンライン化を進め、利便性の向上を図ります。

なお、予約は引き続き窓口でも受け付けるほか、デジタル機器の利用に不慣れな方にも配慮しながら、手続きの支援等にも取り組みます。



【具体策③】

利用者制限を見直し、誰でも気軽に利用しやすい施設へ転換します

これまで年齢などの条件により利用者を限定していた施設については、利用者制限を見直し、誰もが利用できる施設へ転換します。一方で、市民の皆様が安全かつ快適に利用できるよう、施設ごとに適正なルールを設けます。

また、2025年度の市民意識調査などで確認できた市民ニーズや、今回の市民意見募集で寄せられた「居場所・健康づくり・孤立防止などの福祉機能」「多様な世代が気軽に使える場所」などを求める意見を踏まえ、施設の運用改善や既存スペースの活用を進め、多様な世代が利用しやすい施設づくりに取り組みます。

さらに、Wi-Fi環境の整備や自由利用スペースの設置については、利用実態を踏まえ、必要性の高い施設から整備を進めます。

4 めざす姿の実現に向けた具体策

(4)講座受講・施設利用に係る公平性確保(サービスのモレ減少・ダブリ解消)

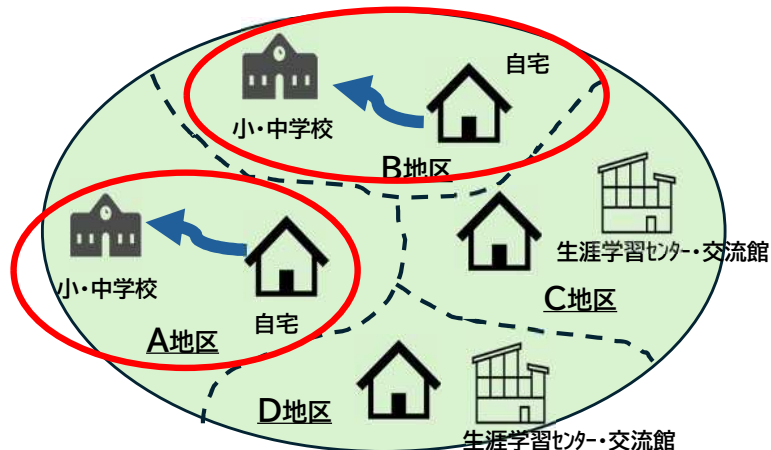
※対象:生涯学習型施設

【具体策①】

学校施設を活用したサービス提供を検討します

- ・生涯学習機能が身近にない地域については、需要を踏まえた上で地域内の小・中学校等を活用した講座や貸室サービスの提供を検討します。
- ・学校施設の活用については、学校の教育活動を最優先とした上で、セキュリティの確保や利用動線の分離などの課題を整理し、活用の可能性について検討を進めます。

◎生涯学習機能の【モレ】解消イメージ



・「モレ」がある地域

地域内の小・中学校等を活用した必要なサービスの提供を検討します。

・「モレ」がない地域

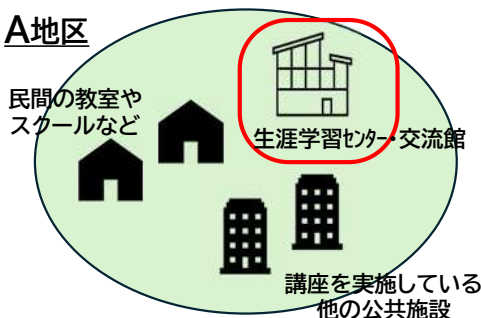
既存の生涯学習系施設を活用してサービスを提供します。

【具体策②】

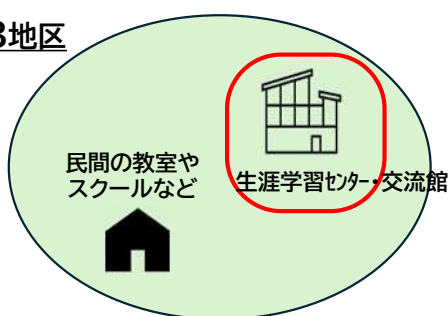
より多くの学びの場を提供します

- ・それぞれの生涯学習センターや交流館が概ね対象とするエリアにおいて、他の公共施設(老人福祉センター・勤労者福祉センター等)や民間事業者と講座の内容や対象を分担します。同じテーマであっても、例えば初級編と上級編など、内容をすみ分けて講座を行います。
- ・参加率が低い講座は、開催日時や内容など、原因を分析し見直した上で継続の可否を判断します。市の施策と関連した内容や、個人や地域の課題解決をテーマにするなど必要性が高い講座については、参加率が低くても継続実施します。
- ・講師の貸室利用を可能とし、これまで以上に学びの機会の確保を図ります。ただし、既存利用者が従来どおり利用できるよう制度を整理します。

A地区



B地区



例えば、A地区とB地区を比較すると、エリア内の講座の提供状況が異なります。地域の特性に合わせて、生涯学習センターや交流館で実施する講座内容や対象、回数を調整します。

【具体策③】

講座数・提供方法を見直します

- ・講座の実施数や内容については、各地区の対象人口の規模や貸室の利用状況を踏まえながら、ニーズに応じて見直します。
- ・オンラインやオンデマンド配信等、施設を訪れなくても講座に参加できるよう設備等の環境を整備します。

人口減少や施設の利用状況、建物の状況、周辺の状況などを踏まえ将来的な施設のあり方や配置については検討を進めます。

1 市民意見募集の実施状況

(1)パブリックコメント

- 期 間 2026年7月9日(木)から8月10日(月)まで
- 募集方法 市ホームページ(Logoフォーム)からの電子申請、郵送、ファクシミリ、持参
- 件 数 243件(157人)
- 【内訳】 居住区 葵区122件(67人)、駿河区63件(46人)、清水区47件(34人)、市外9件(8人)
未回答2件(2人)
- 年 代 20代11件(4人)、30代14件(9人)、40代17件(12人)、50代35件(24人)
60代80件(36人)、70歳以上80件(66人)、未回答6件(6人)
- 性 別 男性57人、女性90人、未回答10人



➤ 意見の傾向

- ・居住区別では葵区在住の方が、年代別では70歳以上の方からの意見が多く寄せられた。
- ・施設利用者からは、貸出時間の4区分化による活動への影響を懸念する意見が寄せられた。
- ・使用料については、公平性の観点から見直しを求める意見が多くみられた。
- ・20～40代の方からは、Wi-Fiの整備、自習スペース、地域クラブ活動等、利便性向上を求める意見が寄せられた。

(2)意見交換会(3区)

葵 区 日 程 2026年7月24日(金) 午後7時～午後9時 静岡庁舎 参加者 13人
【内訳】 居住区:葵区7人、駿河区4人、清水区2人
年 代:20代1人、30代1人、40代4人、50代3人、60代3人、70歳以上1人
性 別:男性8人、女性5人

駿河区 日 程 2026年7月29日(水) 午後7時～午後9時 駿河区役所 参加者 10人
【内訳】 居住区:葵区1人、駿河区7人、清水区2人
年 代:40代1人、50代5人、60代3人、70歳以上1人
性 別:男性5人、女性5人

清水区 日 程 2026年7月23日(木) 午後7時～午後9時 清水区役所 参加者 13人
【内訳】 居住区:葵区2人、清水区11人
年 代:40代1人、50代4人、60代1人、70歳以上7人
性 別:男性10人、女性3人

➤ 意見の傾向

- ・貸室運営の見直し(時間区分、予約方法、オンライン化)への関心が高かった。
- ・利便性向上を期待するとともに、既存利用者への配慮や施設ごとの役割・機能維持を求める声があった。

(3)意見交換会(市民活動センター)

番町 日 程 2026年7月28日(火)午後7時～午後9時 参加者 13人
清水 日 程 2026年7月30日(木)午後7時～午後9時 参加者 7人
【内訳】 居住区:葵区5人、駿河区5人、清水区5人、市外1人
年 代:30代1人、40代2人、50代3人、60代1人、70歳以上9人
性 別:男性8人、女性8人
※両意見交換会のアンケート回答者(16名)の集計による。
アンケート未回答者がいるため、参加者総数(20名)とは一致しない。

➤ 意見の傾向

- ・生涯学習と市民活動の連携強化には賛同がある一方、実施体制や人員確保等を懸念する意見があった。
- ・貸室運営について、利用しやすくなるとの意見がある一方、既存利用者の使い勝手の低下を懸念する意見がみられた。

2 主な意見と反映状況

テーマ1 市民の豊かな生活の実現

具体策：全世代向けに講座を提供します

【内容の具体】

- 生涯学習センター・交流館の配置は当面維持し、学びの機会の充実を図ります。
- 若者や子育て世代などを含む、全ての世代が受講しやすい講座を提供します。
- 趣味・教養の講座は全面廃止でなく、ライフステージのうち、例えば、高齢者層については、生きがいや健康維持をテーマとした講座を提供します。
- 利用者ニーズを把握するため、講座申込システムを構築し、分析を行います。

意見①

施設配置を当面維持するという「当面」とはどの程度なのか。現行の施設配置は縮小しないでほしい。

意見②

「全世代向けの講座」には、障がいのある人、外国人なども含めてほしい。

市の考え

- ・施設の「当面維持」の期間は具体的に定めていないが、中長期的な施設のあり方や配置については、人口減少や施設の老朽化、稼働率、今後必要となる更新・維持管理費などを踏まえた総合的な判断により、引き続き検討が必要。
- ・「市民一人ひとり」や「誰でも」という表現には、障がいのある方や外国人を含む全ての市民を対象にすると考えている。

反映状況

- ・今後の施設のあり方については、全施設を一律に取り扱うのではなく、各施設の利用状況、地域における役割、建物の状況、周辺の状況などを踏まえて、施設ごとに検討する。
- ・より多くの方に必要とされる施設となるよう、障がいのある方や外国人も含め、若者や子育て世代など多様な世代が受講しやすい講座を提供する。

テーマ2 地域力の向上

具体策：市民活動の相談・支援機能を強化します

【内容の具体】

- 生涯学習講座に市民活動センター職員が出向き、講座修了後の地域活動につながるよう支援します。
- 講座受講生など、地域貢献やまちづくりに関心を持つ市民に対して相談対応を行います。
- 市民活動センター職員によるネットワーク構築、マッチング支援等により協働事業の創出を図ります。
- 市民活動センター職員が、市民活動団体や企業等に訪問して、地域課題や活動ニーズを把握し、市民活動・市民活動団体等の地域資源と連携して課題解決に向けた取組の具体化を支援します。

意見①

市民活動センターの機能強化の方向性は賛同するが、地域へのアウトリーチなど専門性が求められる業務が増えることで、職員の負担が大きくなりすぎるのではないかと。

意見②

「生涯学習との連携」に向けては、市民活動センターの相談業務の充実や職員の専門性向上、スキルアップの方が効果的ではないか。

市の考え

市民活動センターの相談・支援機能を充実させ、市民活動の具体的な取組や成果につながる支援を行う。

反映状況

市民活動センターの次期指定管理業務仕様書に地域へのアウトリーチ等、強化する機能を位置付けるとともに、多様な主体との調整能力といった専門的な技術や知見を有する職員を配置する等、市民活動センターの体制を充実させる。

市民意見募集の結果と寄せられた意見の反映状況(生涯学習等のサービス最適化)

テーマ3 誰もが満足して利用しやすい施設への転換

具体策1：貸室において利用しやすい運用に見直します

【内容の具体】

- 貸出時間割を「午前・午後・夜間」から「午前、午後1、午後2、夜間」の4区分を基本として見直します。
- 同じ目的で利用されている諸室の名称を統一します。
- 利用者の登録情報を施設間で共有し、各施設で必要としていた利用者登録の手続きを不要にします。
- 同じ条例で異なる使用料の算出方法が用いられている施設は同一の算出方法を用いることで、料金設定の統一化を図ります。

具体策2：貸室の空き状況確認と予約を一括で行えるようにします

【内容の具体】

- 貸室の運用統一を図った上で、全貸室の空き状況を横断的に確認できるシステムを整備することで、各施設の予約システムを個別に確認することなく、一度の検索で全ての貸室の空き状況を確認できる環境を整備します。

具体策3：利用者制限を撤廃し、誰でも気軽に利用しやすい施設へ転換します

【内容の具体】

- 年齢などの条件で設定されていた利用者制限を撤廃し、誰もが使うことのできる施設に転換するとともに、運用改善や用途転用などに取り組み、多様な世代が利用しやすい施設を目指します。

意見① 午後1、午後2では活動時間が不足してしまう。また、午後区分の分割後の料金が実質的な値上げがあるのではないかと心配。

意見② 貸室の名称を統一するだけでなく、システムやホームページなどに、どのような部屋なのかという定義を表示するなど、わかりやすくする工夫が必要だと思う。

意見③ 旧静岡市と旧清水市で料金が違うのはおかしい。受益者負担の原則は必要であると考え。

意見④ 高齢者など、デジタル機器の操作が苦手な人にも優しいWe b以外の申込方法も残して欲しい。

意見⑤ 利用者制限を撤廃することで、マルチ商法、宗教の勧誘などが行われる場となるのではないかと心配。

意見⑥ Wi-Fi等の施設環境整備や、若者・子育て世代・高齢者などが利用・活用できるサービス内容の充実を期待する。

市の考え

- ・地域クラブ活動を含む多様な利用を促すため、午後の貸出区分については、活動時間に応じて選択できるよう2分割するが、それに合わせて料金を増額させることはしない。
- ・貸室の名称とその定義については、既存利用者の混乱を回避するとともに、新規利用者の理解を向上させるためにも周知に努める。
- ・旧静岡市域と清水区の使用料については、同一の条件となることが望ましい。
- ・予約方法についてはWe b予約を中心としていくが、デジタル機器に不慣れな方も予約できるような対応をとる。
- ・利用者制限の見直し後も、施設の設置目的に沿った利用を基本とする。
- ・既存施設にWi-Fiや自由利用スペースを整備することで、多様な世代の方々が利用しやすい施設機能の充実を推進していく。

反映状況

- ・貸出区分を午後1、午後2に分割した後も、引き続き「午後」の区分での利用を可能とする。また、午後1、午後2の料金は、午後の料金を2等分した額とする（10円未満切り上げ）。
- ・ホームページや予約システムに統一後の貸室の名称の定義や部屋の特徴を示す。
- ・旧静岡市域と清水区の使用料の差については、引き続き統一に向けた検討を進める。
- ・We b予約が困難な方は、生涯学習施設等の窓口にお越しいただくことで、予約に関する必要な支援を受けられるように体制を整備する。
- ・利用者制限見直し後も、安全で快適に施設を利用いただけるよう、施設ごと適正なルールを設ける。
- ・Wi-Fi環境の整備や自由利用スペースの設置など、幅広い世代が利用しやすい施設としていくための機能の充実について、方針に反映する。

テーマ4 講座受講・施設利用に係る公平性確保

具体策1：学校施設を活用したサービス提供を検討します

【内容の具体】

- 生涯学習機能のモレがある地域は、地域内の小・中学校などを活用した講座や貸室サービスの提供を検討します。

具体策2：より多くの学びの場を提供します

【内容の具体】

- 生涯学習センターや生涯学習交流館が概ね対象としているエリアにおいて、他の市営施設（老人福祉センター・勤労者福祉センター・都市山村交流センター等）や民間事業者が実施する講座との内容や対象のすみわけを行います。
- 参加率が低い講座は内容の見直し又は廃止します。
- 講師の貸室利用を認め、多様な主体による講座の実施を通じて、これまで以上の学びの機会を確保します。

具体策3：講座数・提供方法を見直します

【内容の具体】

- 講座の実施数については、各地区の対象人口の規模や貸室の稼働率を考慮し見直します。
- オンラインやオンデマンド配信等、施設を訪れなくても受講できる環境を整備します。

意見①

学校施設を活用する場合には、施設管理上の課題が多いのではないかと心配。

意見②

講師の貸室利用を可能とするためには、ルールとその説明が不可欠であると考え。

意見③

参加率が低いという理由で講座が見直されることに違和感を感じる。内容から必要性を検討してほしい。

意見④

デジタル機器に不慣れな方への支援や、通信環境が整っていない方への対応も検討していただきたい。

市の考え

- ・学校施設の活用については、学校の教育活動が最優先である。
- ・利用者制限の見直しに伴い、講師等の貸室利用を認める場合も、既存利用者が従来どおり利用できるよう、制度・ルールを整理する必要がある。
- ・提供する講座の見直し自体は必要だが、参加率のみをもって判断するのではなく、様々な視点での分析を行い、市の施策との関連性なども考慮した上で総合的に継続可否を判断する。
- ・オンラインやオンデマンド配信でのサービス提供を検討する中で、デジタル機器に不慣れな方、通信環境が整っていない方にもご利用いただけるよう、手法の工夫が必要。

反映状況

- ・学校施設の活用については、セキュリティ確保や利用者動線の分離などの課題を整理し、施設ごとの条件や地域の需要を踏まえて、活用の可能性について検討を進める。
- ・講師の貸室利用を可とするという方針は変更しないが、予約時期を含め一定のルールを設ける。
- ・参加率が低い講座は、開催日時や内容など、原因を分析し、改善を図った上で継続可否を判断する。また、市の施策と関連した内容や、個人や地域の課題解決をテーマにするなど必要性が高い講座については、参加率が低い場合でも継続して実施する。
- ・オンラインやオンデマンド配信での講座提供を行うという方針は変更しないが、実施の際には、受講方法の丁寧な説明のほか、対面方式とのハイブリッド開催とするなど、デジタル機器に不慣れな方にも配慮した対応をとる。